

特定事業所集中減算に係る届出書（記入例）

資料 2

平成 年 月 日

広島県知事 様

開設者 法人住所 広島市中区基町10-52
 法人名称 株式会社広島県介護サービス
 代表者の職・氏名 代表取締役 広島 一郎

印

特定事業所集中減算の状況については、次のとおりです。

事業所	名称	広島県居宅介護支援事業所									
	所在地	(〒 731 - 0101) 広島市中区基町10-52									
	連絡先	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号	電話番号					
介護保険事業所番号	3	4	0	0	0	0	0	0	1	記入担当者氏名	広島 次郎
いずれかのサービスで80%を超えている状況	<input checked="" type="radio"/> 1 80%を超える（正当な理由あり） <input type="radio"/> 2 80%を超える（正当な理由なし） <input type="radio"/> 3 80%を超えない （1及び2の場合は、前期の場合は9月15日まで、後期の場合は3月15日までに担当窓口へ提出すること（15日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで）。3の場合は、当該書類を事業所で5年間保存しておくこと。）										

1 判定期間

平成 27 年度	前期	<input checked="" type="radio"/> 後期
----------	----	-------------------------------------

2 判定期間における居宅サービス計画の総数(前期の場合は3月～8月、後期の場合は9月～2月を記入)

判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
居宅サービス計画総数	50	50	53	55	54	51	313

3 80%を超えている場合の正当な理由

いずれかのサービスで80%を超えている状況で、「正当な理由」がある場合は右欄に○印をすること。

(1) 各サービス共通

次のいずれかに該当する場合、当該居宅介護支援事業所は減算の対象とはなりません。

①当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている。	
②判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である。	

(2) 各サービス個別

上記の(1)以外に正当な理由に該当するものは、次項以降の「4 各サービスの状況」の正当な理由の記載欄に○印をすること。正当な理由記載欄の①から③のいずれかに該当する場合、減算の対象とはなりません。

4 各サービスの状況（※正当な理由がある場合には記載欄の右欄に○印を記載すること。）

①訪問介護	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
	訪問介護を位置付けた 居宅サービス計画数	26	26	25	24	24	25	(A) 150	
	紹介率最高法人を位置付けた 居宅サービス計画数	22	22	21	20	20	20	(B) 125	
								(B) / (A) × 100 →	83.3%
	紹介率最高法人の名称	法人名A			代表者名		○○○		
	" 住所	広島市中区基町10-52-501							
	" 事業所名	① 第一訪問介護事業所			③ 第三訪問介護事業所				○ 小数点第2位以下 を切り捨て
	② 第二訪問介護事業所			④ 第四訪問介護事業所					
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。								
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。								
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中している。								
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】								
	(B)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数	(A)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数				○	
	(125)	(30)	(150)	(30)	×100 = 79.1%			80%を超えていないこと	
②訪問入浴介護	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
	訪問入浴介護を位置付けた 居宅サービス計画数	7	7	6	6	6	7	(A) 39	
	紹介率最高法人を位置付けた 居宅サービス計画数	3	3	2	2	2	2	(B) 14	
								(B) / (A) × 100 →	35.8%
	紹介率最高法人の名称	法人名B			代表者名		△△△		
	" 住所	広島市中区基町10-52-502							
	" 事業所名	① 第一訪問入浴介護事業所			③				○ 小数点第2位以下 を切り捨て
	② 第二訪問入浴介護事業所			④					
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。								
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。								
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中している。								
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】								
	(B)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数	(A)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数					
	()	()	()	()	×100 = ()				

③訪問看護	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
	訪問看護を位置付けた 居宅サービス計画数	11	11	11	11	12	12	(A) 68
	紹介率最高法人を位置付けた 居宅サービス計画数	9	9	9	9	10	10	(B) 56
	(B) / (A) × 100 →							82.3%
	紹介率最高法人の名称	法人名C				代表者名	◎◎◎	◎
	" 住所	広島市中区基町10-52-503						
	" 事業所名	① 第一訪問看護事業所			③			
	② 第二訪問看護事業所			④				
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。							
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。							
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中している。							
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数(主治医の指示による件数がある場合は下段に内数を記載)を除いて再計算してください。 【再計算】							
	(B)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数	(A)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数				○
	(56)	(20) (5)	(68)	(20) (5)	× 100 =			75.0 %
④訪問リハビリテーション	判定期間	主治医の指示による正当な理由に該当する件数があれば内数を()で記載 (注2)						合計
	訪問リハビリテーションを位置付けた 居宅サービス計画数						(A) 0	
	紹介率最高法人を位置付けた 居宅サービス計画数						(B) 0	
	(B) / (A) × 100 →							%
	紹介率最高法人の名称					代表者名		
	" 住所							
	" 事業所名	①			③			
	②			④				
※正当な理由	①当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満である。							
	②判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。							
	③適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者集中している。							
	上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数(主治医の指示による件数がある場合は下段に内数を記載)を除いて再計算してください。 【再計算】							
	(B)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数	(A)	(B)のうち正当な理由 に該当する計画数				%
	()	()	()	()	× 100 =			%

小数点第2位以下
を切り捨て

訪問リハビリテーションを
位置付けた居宅サービス計
画数がない場合は0と記載

⑱ 看護小規模多機能型居宅介護 (注1)	判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
	看護小規模多機能型居宅介護を位置付けた居宅サービス計画数							(A) 0
	紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数							(B) 0
(B) / (A) × 100 →								%
紹介率最高法人の名称						代表者名		
" 住所								
" 事業所名		①			③			
		②			④			
※ 正当な理由	① 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満であること。							
	② 判定期間の1月当たりの各サービスごとの平均居宅サービス計画数が10件以下である。							
	③ 適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者者に集中している。 上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数を除いて再計算してください。 【再計算】							
		(B) のうち正当な理由に該当する計画数	(A)	(B) のうち正当な理由に該当する計画数				
		()	()	()	()	× 100 = () %		

看護小規模多機能型居宅介護を位置付けた居宅サービス計画数（利用期間を定めて行うものに限る。注1）がない場合は0と記載。

注1 特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護は利用期間を定めて行うものに限る。

注2 「サービスの提供にあたって指示を受けた主治医との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合に該当する件数」がある場合は、正当な理由の③の「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した計画数」に含めて再計算することとし、件数がわかるように「(B) のうち正当な理由に該当する計画数」に () 書きで内数を記載すること。

注3 当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、各サービスごとの事業所が5事業所未満であることを正当な理由とする場合は、運営規程の写しを添付すること。

注4 記載欄が足りない場合は、適宜様式を追加（別紙一覧など）して記入すること。

特定事業所集中減算に関するQ & A

平成28年3月15日現在

- ① 「特定事業所集中減算に係る届出書」(以下、「届出書」という。)について、80%を超えていても、正当な理由に該当すれば提出する必要はないのか。

答

正当な理由に該当していても、いずれかのサービスで80%を超えていれば、届出書の提出が必要です。

- ② 居宅サービス計画数の計算の中に、受託して作成した介護予防支援計画の数は含むのか。

答

特定事業所集中減算の居宅サービス計画数には、介護予防支援計画の数は含みません。

- ③ 居宅サービス計画数とは、給付管理を行った数なのか。結果的にサービスを実施せず、居宅介護支援費が発生していない計画数も含めるのか。

答

サービスを実施しなかった場合には、そのサービスに係るものは居宅サービス計画数から除きます。

なお、2種類のサービスを計画し、1種類しかサービスを実施しなかった場合には、実施していないサービスについては居宅サービス計画数から除きます。

- ④ 利用者が2ヶ所の訪問介護事業所からサービスを受けている場合は、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は2となるのか。

答

複数の訪問介護事業所からサービスを受けている場合でも、訪問介護が位置付けられたケアプラン数としては、利用者1人につき1件となります。

- ⑤ 同一法人の運営する2つの事業所に紹介した場合は、2件とカウントするのか。

答

同一の利用者(同一の居宅サービス計画)の中で、同じ法人の運営する2つの事業所に紹介した場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は、1件となります。

- ⑥ 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

答

同一法人格を有する法人単位で判断してください。

⑦紹介率最高法人の割合を計算したところ、79.98…%だった場合は減算に該当するののか。

答

小数点以下を四捨五入すると80%となりますが、この場合は端数処理を行わず、小数点第2位以下を切り捨てて、79.9%と記入してください。減算には該当しません。なお、ちょうど80%であった場合についても、減算には該当しません。

⑧同様に、80.02…%だった場合は減算に該当するののか。

答

この場合は80%を超えていることとなりますので、減算に該当します。このような場合は確認のため80.02%と小数点第2位まで記載してください。

⑨紹介率最高法人が、月によって違う場合はどうすればよいか。

答

紹介率最高法人の判断は、判定期間の6ヶ月間の全体で、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等のそれぞれのサービス毎に判断します。

従って、届出書には、判定期間全体で判断した紹介率最高法人について記載しますので、その法人が毎月紹介率が最高であるとは限りません。

⑩月途中で居宅介護支援事業所を変更した場合の取扱いは。

答

変更前、変更後のそれぞれの居宅介護支援事業所のケアプランに基づいてサービスが実施されていれば、それぞれについて件数をカウントします。

⑪適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案しているとは。

答

居宅介護支援の基本方針、運営基準の「基本取扱い方針、具体的取扱い方針」に沿った取扱いの中で行われたものであることです。

公正中立を損なうような、特定の事業所を強要したもの、また、誘導したものではなく適切なアセスメントにより必要性が導かれていることが要件となります。

⑫利用者の希望を勘案している場合には、「特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書」（以下、「確認書」という。）は必ず作成しないといけないのか。

答

80%を超える可能性があるサービスで、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合は作成する必要があります。

なお、80%を超えていても、当該居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件未満である場合など、その他の正当な理由にも該当している場合には作成の必要はありません。

⑬今後、確認書はいつ作成すればよいのか。

答

80%を超える可能性があるサービスで、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合、利用者が事業所を選択する際に確認書を作成してください。

⑭確認書に記載する説明内容や希望の内容はいつの時点のものを記載するのか。

答

居宅サービス計画を新規に作成する場合や変更する場合のほか、サービスの種別や事業所を変更する場合にも説明や希望の聴取を行う必要があることから、これらを行った直近の情報を記載してください。

⑮「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことを正当な理由とする場合、厚生労働省通知の例示にある地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けなければならないのか。

答

確認書を作成していれば、地域ケア会議等に利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受ける必要はありません。

⑯地域ケア会議等に利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受ける場合、確認書の作成は不要か。

答

地域ケア会議等に利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けるか否かに関わらず、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合には作成が必要です。

⑰減算しなければならないことになった場合、通知など連絡はあるのか。

答

正当な理由なく訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与等の18のいずれかのサービスで80%を超えていた場合には減算の適用となります。この場合には改めて通知などはしません。

また適用期間における減算については、次の①～③のケースに該当する場合は届出書と併せて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表（居宅サービス用）」を提出してください。

- ① 平成28年4月から減算となっていたが、平成28年10月から減算とならない場合
- ② 平成28年4月から減算となっていなかったが、平成28年10月から減算となる場合
- ③ 新規の事業所で、平成28年10月1日から新たに減算となる事業所（例：平成28年6月1日に新規指定された事業所であつ減算となる事業所）

⑱居宅サービス計画作成期間が6月に満たない事業所も、特定事業所集中減算の算定対象となるのか。

答

6月に満たない事業所についても、算定対象となります。

⑲運営規程に定める通常の事業の実施地域内にサービス事業所が5事業所以上所在しているかどうかをカウントする際には、訪問看護等のみなし事業所の数も対象になるのか。

答

病院や診療所のみなしで行われるもののうち、訪問看護と訪問リハビリテーションのみなし事業所に関しては、介護給付費の請求を行っている事業所の各月ごとの正確な数の把握が困難な現状にあるため、安定的な制度運営の維持の観点から、対象事業所数から除く扱いとします。

なお、通所リハビリテーション事業所と短期入所療養介護のみなし事業所については、算定対象となる事業所の一覧表（毎月更新あり）に含め県のHPに掲載しています。掲載場所は下記のアドレスを検索し「広島県内の指定（開設許可）事業所・施設一覧」にて確認することができます。

(☞ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sitejohou/>)

⑳運営規程に定める通常の事業の実施地域内に、サービス事業所が5事業所以上所在しているが、受け入れ可能な事業所が5事業所未満である場合、正当な理由に該当するか。

答

運営規程に定める通常の事業の実施地域内に所在する事業所数に基づき判断するので、受け入れ可能な事業所数が5事業所未満であることをもって正当な理由とすることはできません。

なお、サービス事業所の定員が上限に達しており、選択可能な事業所が1事業所しかない場合は、その旨を利用者に説明し、同意を得たことが確認できるように確認書を作成した上で、正当な理由(6)適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中している場合として整理してください。

㉑「サービスの提供にあたって指示を受けた主治医との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合」を正当な理由にする場合、要介護認定時の主治医意見書を作成した主治医の指示でなければならないのか。利用者の疾病ごとの主治医の指示でもよいのか。

答

必ずしも要介護認定時の主治医である必要はありません。主治医とは、利用者の選定により加療している医師をいい、同一のサービスに関し主治医以外の複数の医師から受けることはできません。

㉒「サービスの提供にあたって指示を受けた主治医との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合」を正当な理由にする場合、集中減算の判定時にどのように対象件数から除くのか。

答

居宅サービスを位置づけた計画のうち、事業所の選定にあたって主治の医師の指示を考慮した計画については、除外して計算できます。

【例】

訪問看護を位置づけた居宅サービス計画数：120件…A1

紹介率最高法人を位置づけた計画数：97件…A2

このうち事業所の選定にあたって主治の医師等の指示を考慮した計画数：70件…B

BをA1とA2から各々除くと

$(97 - 70) \div (120 - 70) = 54.0\%$ となるため、減算の対象外となります。

㉓「サービスの提供にあたって指示を受けた主治医との密接な連携を確保するため、特定の事業所に集中していると認められる場合」を正当な理由にする場合、居宅介護支援事業者は、医師の指示書の写し等の書面を入手し保管する必要があるのか。

答

居宅介護支援事業者が、医師の指示を口頭により確認した場合であっても、ケアプランや支援経過等に医師の名前や指示の内容など、その事業所を選択するに至った内容を聞き取り記載してあれば、医師の指示書の写し等を入手し保管することは特に求めません。

㉔平成27年度前期分までの特定事業所集中減算で「特定事業所集中減算に係る正当な理由の点検表」（以下、「正当な理由の点検表」という）を既に作成している場合、確認書は作成する必要があるのか。

答

正当な理由の点検表を作成している場合であっても、平成27年度後期分以降の特定事業所集中減算では、確認書は改めて作成する必要があります。なお、正当な理由の点検表は平成27年度前期分をもって廃止しました。

㉕確認書について、前回説明時と事業所等の変更がない場合であっても、要介護認定の更新などケアプラン変更時には再度作成する必要があるのか。

答

80%を超えて特定の法人に集中する可能性があるサービスについては、サービスの種別や事業所を変更しない場合であっても、要介護認定の更新などケアプランの変更があった場合には、再度確認書を作成してください。

㉖平成28年度から新たに行われることとなった、地域密着型通所介護で、通所介護事業所から、地域密着型通所介護事業所に移行後、引き続きサービスを利用中の利用者についても、80%を超えている事業所については確認書の作成が必要となるのか、また確認書が必要な場合にはどのタイミングで作成すればよいのか。

答

地域密着型通所介護サービスも平成28年度から新たに特定事業所集中減算の対象となりますが、利用者が移行前の通所介護事業所の利用時に既に確認書の作成が行われており、同様の理由により当該移行後の地域密着型通所介護を引き続き利用する場合は、再度確認書を作成する必要はありません。

通所介護事業所から引き続き地域密着型通所介護サービスを利用中の利用者の確認書については、平成28年度前期の判定期間内に作成されたものであれば、平成28年4月1日に遡及して有効なものとしします。

⑳既にサービスを利用中の利用者の確認書を作成するにあたって、「これまでもその事業所を利用しているから」ということを、『5. 利用者が特定の事業所等でのサービスを希望した理由』としてよいのか。

答

認められません。既にサービスを利用中の利用者については、もともと利用者がどのような理由でその事業所を選択したかを具体的に記載してください。

㉑既にサービスを利用中の利用者の確認書を作成する場合、『6. 説明日及び説明者氏名』の欄の日付は当初説明した日を記載すべきなのか、それとも、今回の確認書を作成するにあたって再度説明した日を記載すべきなのか。

答

既にサービスを利用中の利用者についても、今回説明した日を記載してください。なお、当初の説明日については、可能な範囲で補記しておいてください。

㉒確認書の『7. 利用者記載欄』について、利用者自身の署名が難しく、代理で署名する家族もいない場合はどのように記載すればよいのか。

代理で署名する家族がない等のやむを得ない場合には、家族以外の利用者の代理の方が、本人に確認の上で署名していただくことで差支えありません。

㉓紹介率最高法人が同率で複数ある場合、届出書にはどのように記載すればよいのか。

答

同率で紹介率最高法人となった法人をすべて記載してください。届出書に書ききれない場合は必要に応じて別紙などを添付してください。

㉔事業所を休止している場合でも届出書の作成（提出）が必要か。

答

休止中の事業所であっても、判定期間内に1月でも給付管理実績がある場合は届出書の作成は必要です。また、特定の事業所に80%を超えて集中した場合は、届出書の提出も必要となります。

㉕通院等乗降介助を位置付けた計画も集中減算の対象となるのか。

答

対象となります。

㉖区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることになるが、この場合何月分の件数としてカウントすればよいのか。

答

サービスを提供した月でカウントしてください。

（単位：件）

No	判定期間の間に訪問介護を位置付けた利用者名	9月			10月			11月			12月			1月			2月			合計			備考													
		訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名	訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名	訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名	訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名	訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名	訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名	訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名		訪問介護の計画（有は○）	正当な理由（有は○）	法人名										
1	利用者名1	○	○	1	○	○	1															2	2	2	0	0	H27.10月終了									
2	利用者名2	○	○	1	○	○	1															1	1	1	0	0	H27.9月終了									
3	利用者名3	○	○	1	○	○	1	○	○	1												3	3	3	0	0	H27.11月終了									
4	利用者名4	○			○			○			○			○								4	0	0	0	4	H27.12月終了									
5	利用者名5	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1									4	4	4	0	0	H27.12月終了									
6	利用者名6	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
7	利用者名7	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1			6	6	6	0	0										
8	利用者名8	○			○			○			○			○			○					6	0	0	6	0										
9	利用者名9	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
10	利用者名10	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
11	利用者名11	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
12	利用者名12	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
13	利用者名13	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
14	利用者名14	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
15	利用者名15	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
16	利用者名16	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1			6	6	6	0	5										
17	利用者名17	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
18	利用者名18	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
19	利用者名19	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
20	利用者名20	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
21	利用者名21	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
22	利用者名22	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
23	利用者名23	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1			6	6	6	0	0										
24	利用者名24	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
25	利用者名25	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
26	利用者名26	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1	○	○	1						6	6	6	0	0										
27	利用者名27													○	○	1						3	3	3	0	0	H27.12月開始									
28	利用者名28																○	○	1			2	0	0	0	1	H28.1月開始									
29	利用者名29																					2	0	0	2	0	H28.1月開始									
30	利用者名30																					1	1	1	0	0	H28.2月開始									
計		26	14	24	3	2	25	17	23	3	2	24	16	22	3	2	24	11	22	3	2	24	15	21	4	2	25	6	22	4	0	148	98	134	20	10

各月のⅠ、Ⅱ、Ⅲ各法人ごとの計画数を合計し、最多（この場合は法人Ⅰ）の法人について届出書に記載します。正当な理由の有無の印は最急の法人（この場合は法人Ⅰ）についてのもののみ記載してください。

Ⅰ	134
Ⅱ	20
Ⅲ	10

判定期間	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数	26	25	24	24	25		(A) ##
紹介事業者法人を位置付けた居宅サービス計画数	24	23	22	22	21	22	(B) ##

③ 適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案等した結果、特定の事業者に集中している。

上記の居宅サービス計画数で、(B) / (A) × 100が80%を超えている場合は、次の計算式により正当な理由に該当する件数（主治医の指示による件数がある場合は不段に内数を記載）を除いて再計算してください。

【再計算】

$$\frac{(B) - \text{正当な理由に該当する計画数}}{(A) - \text{正当な理由に該当する計画数}} \times 100 = 72\%$$